

平戸市農業委員会第13回総会議事録

■開催日時：令和3年3月26日（金）9時50分～10時50分

■開催場所：平戸市役所3階会議室

■農業委員：19人中17人出席 欠席委員：9番・18番  
遅刻：1番

※委員名簿は議事録末に添付

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 林事務局長 橋口総務農地班長 山本主任主事 大石主任主事

■関係課 村瀬農林課主任主事

■書記の職氏名 職氏名：林事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第72号 非農地通知取消について

議案第73号 非農地通知申出について

議案第74号 第12回農用地利用集積計画（案）について

議案第75号 第8回農用地利用配分計画（案）に対する意見について

報告第31号 農地法第4条第1項第9条の規定による転用届について

報告第32号 農地法第5条第1項第8条の規定による転用届について

報告第33号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

報告第34号 使用貸借解約通知書について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p><b>■日程1 開会宣言</b></p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和2年度平戸市農業委員会第13回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、川村会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p><b>■日程2 会長あいさつ</b></p> <p>委員の皆様、おはようございます。本日は第13回総会を開催したところご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>今回が新委員での最初の総会となります。先ほど、最適化推進委員の委嘱も行い、4月からは新たに新年度がスタートいたします。まだまだ、コロナ過の影響もありますが、皆様のご協力を頂きながら、業務を進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>本日は、議案が6件、報告が4件となっております。最後までご審議いただけるようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日、9番・18番委員から欠席のご連絡を、1番委員から遅刻の届け出をいただいておりますのでご報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして川村会長をお願いいたします。</p>
会長	<p><b>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</b></p> <p>それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に2番、3番委員、書記に事務局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。</p> <p><b>■日程第4 会務報告</b></p>

会長	次に日程第4、3月の会務報告及び4月の会務予定について事務局が報告いたします。
事務局	それでは3月の主な会務報告をいたします。(3月会務報告を報告) 次に4月の行事予定を申し上げます。(4月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。
会長	次に日程5.議事にはいります。
	<p><b>■日程第5 議事</b></p> <p><b>《議案70号 農地法第3条の規定による許可申請について》</b></p> <p>それでは、「議案70号 農地法第3条の規定による許可申請」について、議事参与の関係がありますので、議事参与以外の分から説明をお願いします。</p> <p>議案中、11番を除いた分について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 2-1ページをお願いします 整理番号1番</p> <p>譲渡人、譲受人については記載のとおり。 申請農地ですが、朶の原町字鬼木原、地目は畑で、地積945㎡、自作で、譲受人の現在の耕作面積、20,121㎡、所有権移転した後の面積21,066㎡になり、紐差地区の下限面積50アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため、所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>整理番号2番～10番まではご一読ください。 以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 発言のある方は挙手をお願いします。 「質疑なし」</p> <p>それでは、質疑を終結し採決に入ります。 議案第70号中、11番を除いた分について、原案のとおり許可することでご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし」
会長	<p>異議なしと認め、議案第70号中、11番を除いた分について原案のとおり許可することによって決定いたします。 次に、同議案中、11番を議題といたします。 この案件につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」</p>

事務局	<p>規定に基づき、推進委員「田口増巳」委員の退席を求めます。 （田口委員の退席）</p> <p>それでは、同議案中、11 番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>整理番号 11 番について 譲渡人、譲受人については記載のとおり。 申請農地ですが、大島村西宇戸字黒木山、地目は田で、地積 1,483 m<sup>2</sup>、外 3 筆、計 3,262 m<sup>2</sup>、自作で、譲受人の現在の耕作面積、89,360 m<sup>2</sup>、所有権移転した後の面積 92,622 m<sup>2</sup>になり、大島地区の下限面積 50 アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため、所有権移転を売買で行ないます。 以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>事務所の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 「質疑なし」</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 同議案中、11 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>異議なしと認め、同議案中、11 番について、原案のとおり決定いたします。 それでは、「田口増巳」委員の入場を求めます。 「田口委員入場」</p>
事務局	<p>《議案 71 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》 次に、「議案第 71 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p> <p>議案書 3 - 1 ページをお願いします。 整理番号 1 番 譲渡人、譲受人については、記載のとおり、申請農地ですが、川内町字神屋敷、地目は田で、1,075 m<sup>2</sup>、用途は農家住宅用地、農地種別は第 2 種、事由としましては、住宅及び倉庫建設のため、契約については所有権移転を贈与で行ないます。備考欄に記載しておりますが、農振農用地の除外手続きについては、令和 2 年 9 月 23 日に完了しております。</p>

	<p>被害防除計画ですが、雨水については自然流下及び水路放流、汚水、生活雑排水等については、合併浄化槽を設置し、排水については、水路へ放流します。また、周囲に農地はありますが、日照、通風による周辺農地への影響はないものと思われます。</p> <p>スライド説明</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。</p>
<p>12番委員</p>	<p>議案 71 号、整理番号 1 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 3 年 3 月 1 6 日午前 9 時 1 5 分頃から、北部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請人は、市内のアパートに居住しておりますが、実家は農業を営んでおり、実家近くに住宅を建築し、働きながらではありますが、農業を行ないたいとのことから、今回、申請地に住宅の建設を計画しているとのことでありました。</p> <p>申請地は、昨年も耕作している農地でありました。</p> <p>雨水については、自然流下としており、汚水等については、合併浄化槽を設置し、水路へ排水する計画であります。また、周囲に農地はありますが、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われます。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 71 号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 71 号を原案のとおり決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《議案第 72 号 非農地通知取消について》</p> <p>次に「議案第 72 号 非農地通知取消」について、事務局の提案説明を求めます。</p> <p>議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>令和 2 年 8 月に開催した農業委員会総会において審議頂きました、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当しないと判断した農地について、非農地通知を発送いたしましたが、所有者等より耕作している等の申出があったため、農業委員、推進委員、申出者と現地の再調査を行なった結果、耕作している等のことから農地に該当すると判断したため、非農地通知を取り消すものです。</p>

	<p>議案書 4-1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 土地所有者については記載のとおり、申出を受けた土地について、木場町字名切頭、地目は畑で、地積 269 m<sup>2</sup>、現況としましては、耕作中で野菜を栽培しておりました。</p> <p>整理番号 2 番～11 番についてはご一読ください。</p> <p>なお、整理番号 7 番～11 番については、現況は、山林原野の状態ですが、これから、耕作を再開する計画との申し出であったため、非農地通知については、取り消すものです。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
3 番委員	<p>6 番の件で開墾とあるのは、改良届に入らない範囲か。</p>
事務局	<p>大がかりではなく、一般の耕す範囲の開墾です。</p>
会長	<p>他にありませんか。 「質疑なし」</p>
	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 72 号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 72 号を原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>《議案第 73 号 非農地通知申出について》</p> <p>次に「議案第 73 号 非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 5-1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 申出人は記載のとおり、申出を受けた土地について、坊方町字下坊、地目は田で、地積 360 m<sup>2</sup>、外 2 筆、計 819 m<sup>2</sup>、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>つづきまして、</p> <p>整理番号 2 番 申出人は記載のとおり、申出を受けた土地について、大石脇町字人津久、地目は畑で、地積 280 m<sup>2</sup>、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>スライド説明 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。</p>

10 番委員	<p>議案 73 号整理番号 1 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 3 年 3 月 16 日午前 9 時頃から、北部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、周囲を宅地及び山林などに囲まれており、道路の勾配も急なため、農機具の進入もままならないところであり、写真で見ただけだとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
8 番委員	<p>議案 73 号整理番号 2 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 3 年 3 月 16 日午後 3 時 30 分頃から、中部地区農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、周囲を山林などに囲まれており、進入路もよくわからないような状態であり、写真で見ただけだとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 73 号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 73 号を原案のとおり決定いたします。</p>
会長	<p>《議案第 74 号 第 12 回農用地利用集積計画（案）について》</p> <p>次に、議案第 74 号「第 12 回農用地利用集積計画(案)」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番から 11 番までについて説明いたします。</p> <p>議案の説明は 6 ページになります。6 - 1 ページ上段をお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定になります。</p> <p>整理番号 1 番。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地、下中津良町免字露切現況地目「田」、面積 369 m<sup>2</sup> 外 2 筆 計 953 m<sup>2</sup>。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 2 番についてはご一読をお願いします。</p> <p>合計 再設定 2 件 筆数 4 筆 面積 2,176 m<sup>2</sup>となっています。</p>

	<p>つづきまして、議案書 6-1 ページ上段をお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による使用貸借権の設定になります。</p> <p>整理番号 3 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、根獅子町字 石の元。現況地目「田」、面積 2,624 m<sup>2</sup>。設定する利用権については、記載のとおりです。整理番号 4 番についてはご一読をお願いします。</p> <p>合計 新規 2 件 3 筆 面積 3,968 m<sup>2</sup>です。</p> <p>つづきまして、4-2 ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号 5 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、深川町 字小山、現況地目「田」、面積 2,800 m<sup>2</sup> 外 4 筆 計 7,273 m<sup>2</sup>。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>精鋭番号 6 番から 6-3 ページ 整理番号 10 番 についてはご一読をお願いします。</p> <p>合計 再設定 6 件 筆数 22 筆 面積 22,756 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>つづきまして、議案書 6-4 ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた貸借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号 11 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、田平町田代免町 字ウツギの元、現況地目「田」、面積 1,266 m<sup>2</sup>。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 12 番につきましてはご一読をお願いします。</p> <p>合計 新規 2 件 筆数 2 筆 面積 3,940 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」</p>
	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 74 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 74 号について、原案のとおり決定します。</p>

会長	<p>《議案第 75 号 第 8 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について》</p> <p>次に、議案第 75 号「第 8 回農用地利用配分計画(案)に対する意見」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 7-1 ページ上段をお願いします。</p> <p>設定する利用権の種類については、農地中間管理事業にかかる賃借権になります。</p> <p>整理番号 1 番。貸付人及び借受人については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、田平町本山免 字新田、現況地目「田」、面積 762 m<sup>2</sup> 外 2 筆 計 1,689 m<sup>2</sup></p> <p>設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>合計、新規 1 件 2 筆 面積 1,689 m<sup>2</sup></p> <p>つづきまして議案書 7-1 ページ下段をお願いします。</p> <p>設定する利用権の種類については、農地中間管理事業にかかる賃借権になります。</p> <p>整理番号 1 番。貸付人及び借受人については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、深川町 字小山、現況地目「田」、面積 2,800 m<sup>2</sup> 外 4 筆 計 7,273 m<sup>2</sup></p> <p>設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 3 番から 7-2 ページ 整理番号 7 番につづきましてはご一読をお願いします。</p> <p>合計 再設定 6 件 筆数 22 筆 面積 22,756 m<sup>2</sup>となります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を集結し採決に入ります。</p> <p>議案第 60 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 75 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《報告第 31 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用届について》</p> <p>次に「報告第 31 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用届」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 8-1 ページをお願いします。</p>

事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>届出人は記載のとおり、届出農地についてですが、戸石川町字一ツ石、地目は田で 1,500 m<sup>2</sup>の内、34.7 m<sup>2</sup>、用途としては、農業用施設用地、農地種別は農振農用地、事由としては、農業用施設、倉庫及びトイレ建設のため。</p> <p>8 ページに農地法施行規則第 29 条第 1 項の内容を標記しておりますが、所有者が事業のための農業用施設を 200 m<sup>2</sup>未満で建設する場合、農地転用許可は不要となります。</p> <p>整理番号 2 番については、ご一読ください。</p> <p>スライド説明</p> <p>以上、報告します</p>
会長	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し報告第 31 号を終わります。</p> <p>《報告第 32 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について》</p> <p>次に「報告第 32 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による転用届」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 9-1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>届出人については、記載のとおり、届出農地ですが、大志々伎町字中ノ前、地目は田で、230 m<sup>2</sup>のうち 4 m<sup>2</sup>、用途としては、無線基地局、農地種別は農振農用地、事由としては、携帯電話基地局建設のため。契約については賃貸借権で行ないます。</p> <p>この案件は、農地転用不要案件になります。認定電気通信事業者が、有線電気通信のため線路、空中線系や中継施設を建設する場合、農地転用許可は不要のため、許可不要案件として届出を提出して頂いた案件になります。</p> <p>スライド説明 以上、報告します。</p>
会長	<p>事務局の報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
4 番 委員	
事務局	<p>それでは、質疑を終結し報告第 32 号を終わります。</p>

会長	<p>《報告第 33 号 農地法第 18 条第 6 項使用貸借解約通知書について》</p> <p>次に「報告第 33 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約」について、事務局の報告説明を求めます</p>
事務局	<p>議案書 10-1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>貸人、借人については、記載のとおり、貸借農地ですが、田代町字松ノ元、地目は田で、340 m<sup>2</sup>、外 1 筆、計 1,040 m<sup>2</sup>、契約内容等については、備考欄に記載のとおりです。</p> <p>整理番号 2 番については、ご一読ください。</p> <p>なお、解約理由については、両案件とも所有権移転に伴うものです。</p> <p>以上、報告します。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し報告第 32 号を終わります。</p> <p>《報告第 34 号 使用貸借解約通知書について》</p> <p>次に、「報告第 34 号 使用貸借解約通知書」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明は 11 ページになります。11-1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 貸人、借人は記載の通りです。</p> <p>貸借農地、田平町本山免字 前田、現況地目「田」面積 2,745 m<sup>2</sup> 外 2 筆 計 6,163 m<sup>2</sup>。契約内容は備考欄の通りです。</p> <p>なお解約理由は借り人の変更によるものです。</p> <p>報告第 34 号の説明は以上です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第 30 号を終わります。</p> <p>■日程第 6 閉会</p> <p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字</p>

<p>委員一同</p> <p>会長</p>	<p>句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思 います。これにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし。」</p> <p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長 の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、平戸市農業委員会第 13 回総会を閉会いたしま す。委員の皆様、お疲れ様でした。</p> <p>閉会時刻：10 時 50 分</p> <p>議長 _____ 印</p> <p>議事録署名人</p> <p>2 番委員 _____ 印</p> <p>3 番委員 _____ 印</p>

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	16	岡村勝彦
	6	前原正行
	10	寺田俊雄
	7	神田孝夫
中部	14	本山勝茂
	2	前川一夫
	8	濱崎保久
南部	12	青崎日出男
	9	山下忠平
	17	末永定之
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	15	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	1	小川隆友
	13	大山荒助
大島	4	藤沢和正
	5	松山浩幸
	18	榊屋可恵